

以下の「つきまとい等」の
行為をくり返し行うことは、
「ストーカー規制法」で
規制されています。

つきまとい、
待ち伏せ、住居等に
押しかけたり、
付近をうろつくこと

面会や交際を
要求すること

無言電話、
連続して電話を
かけたりメールを
送信すること

著しく
粗野又は乱暴な
言動をすること

名誉や
性的羞恥心を
害する事項を
伝えること

行動を
監視していると
思わせるような事項を
告げること

不快な思いを
させるような物を
送付すること



日本司法支援センター

法テラスの犯罪被害者支援

このQ&Aは、法テラスに寄せられた質問と、それに対する一般的な回答の一部を掲載しています。
もっと知りたい場合は、お気軽にお問合せください。

法テラスでは

被害者支援を行っている窓口や、
損害の回復や苦痛の軽減のための制度などをご案内します。

速やかに法律相談を行う必要がある場合は、
弁護士を紹介します。

経済的に余裕のない方は、無料で弁護士に相談したり、
依頼する費用の援助制度が利用できます。



《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

お問合せ無料 なくことないよ

 **0120-079714**

※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00～21:00

土曜 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

お近くの法テラス

全国の「法テラス」の連絡先はホームページから
ご確認ください。

法テラス 検索



犯罪被害者支援Q&A

ストーカー



法テラスの
犯罪被害者支援
はこちらから



日本司法支援センター

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

2024年2月発行

Q1 ストーカー規制法とはどのような法律ですか？



ストーカー規制法では、恋愛感情やそれが満たされない怨恨感情などで、特定の人や家族などに対し、「つきまとい等」を反復してすることを「ストーカー行為」と定めて規制しています。「ストーカー行為」を行った場合には罰則があるほか、警察は加害者に対して警告を行うことができ、公安委員会は加害者に対して禁止命令を出すことができることなどを定めています。

Q2 ストーカー被害にあっています。どこに相談すればいいですか？



警察

身の危険を感じている場合にご相談ください。

弁護士

自分の代理人として相手方との間に入ってほしい場合にご相談ください。



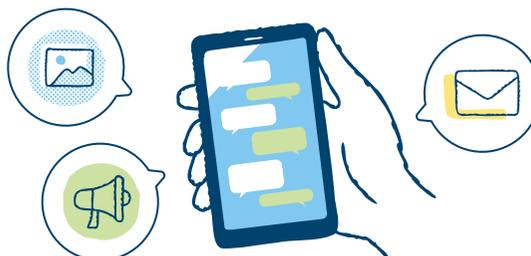
男女共同参画センター等

一時的に避難をしたい場合や、今後の生活等について心配な場合にご相談ください。



どの機関でも、必要な機関へ取り次いでもらったり、紹介を受けたりすることができます。

Q3 ストーカー被害について相談する際、どのようなことを聞かれますか？



被害の具体的な状況、相手方の情報や関係、相談者自身の情報を聞かれることがあります。また、どういう対応をしてもらいたいか、希望を聞かれることもあります。相談時には、被害の状況が分かる写真や記録(着信履歴、脅迫された時の録音やメールなど)を持参するとよいでしょう。

Q4 被害届を出し相手が逮捕されました。逆恨みが怖いです。



警察や検察庁では、犯罪被害に対する連絡制度があり、検挙された犯人の処分に関する様々な情報提供を受けられます。犯人が刑務所へ入った場合には、検察庁の被害者等通知制度により、犯人の出所情報を連絡してもらえます。

Q5 弁護士に相談したり依頼したいのですが、費用を支払えるか不安です。

法テラスには、弁護士へ相談したり、費用の援助を受けられる様々な制度があります。



DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方を、いち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施します。



民事法律扶助

経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談の実施や、弁護士等費用などの立て替えを行います。毎月1万円や5千円ずつ分割でお支払いいただきます。



日弁連委託援助

犯罪被害を受けた方や子どもを対象に、行政・裁判手続などに関する弁護士費用を援助します。

